

平成 26 年 7 月 18 日
福祉部介護保険課

指定地域密着型サービス事業者等の指定更新について

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号、以下「法」という。）第 78 条の 12 および第 115 条の 21 の規定により、下記のとおり指定地域密着型サービス事業者および指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の更新を行う。

記

区内指定地域密着型サービス事業者等

区内の指定地域密着型サービス事業者および指定地域密着型介護予防サービス事業者について、以下のとおり指定の更新を行う。

なお、法第 23 条等に基づき実地指導を行った結果、運営に関して指定更新に支障となる特段の事項は認められなかった。

【認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護】

事業所名	事業所所在地	申請者名	利用定員	指 定 年月日	指定更新年月日
老人デイサービスセンター 土支田創生苑	練馬区土支田 三丁目 4 番 20 号	社会福祉法人 創生	10 名	平成 20 年 8 月 1 日	平成 26 年 8 月 1 日 (指定有効期間満了日： 平成 32 年 7 月 31 日)

【認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護】

事業所名	事業所所在地	申請者名	利用定員	指 定 年月日	指定更新年月日
ミニケアホーム きみさんち	練馬区関町北 三丁目 36 番 12 号	特定非営利活動法人ミニケアホームきみさんち	6 名	平成 20 年 9 月 1 日	平成 26 年 9 月 1 日 (指定有効期間満了日： 平成 32 年 8 月 31 日)